

平成 21 年度 第 2 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 21 年 8 月 19 日（水）午後 6 時 00 分～8 時 33 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長
矢吹徹雄副会長
酒井哲夫委員
植松美由紀委員
村上岑子委員

[諮問課] 保健福祉部福祉総務課長 櫛引勝己
同課企画総務担当主査 我妻信彦
同主査 木澤愛彦
教育委員会生涯学習部長 三国義達
同部次長 温井文雄
同部学校教育課長 池田幸夫
同課学校教育担当主査 竹瀬直久

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 1 名

議 題

【諮問】

- (1) 災害時などにおける要援護者の把握のための個人情報の目的外利用及び提供について
- (2) 中学校部活動における生徒指導実態調査実施のため生徒指導要録の個人情報目的外利用について
- (3) 個人情報訂正決定への不服申立について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 諮問の説明資料

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】今日は一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。それでは、開会の時間となりましたのでただいまより、平成21年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

まず始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさま今晚は、お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。平成21年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会という事で、諮問案件が3件という事で聞いておりますので、効率良くなるべくスムーズに審議を終えて結審したいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】本日は、保健福祉部福祉総務課所管の「災害時などにおける要援護者の把握のための個人情報の目的外利用及び提供について」、教育委員会生涯学習部学校教育課所管の「中学校部活動における生徒指導実態調査実施のため生徒指導要録の個人情報目的外利用について」並びに「個人情報訂正決定への不服申立について」の計3件のご審議をいただきます。以上、よろしくお願いいたします。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

【川又部長】市長、副市長が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

川又総務部長諮問書を朗読（諮問1件）

石 福 総 第 8 1 9 号

平成21年8月19日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

災害時などにおける要援護者の把握のための

個人情報の目的外利用及び提供について（諮問）

市では、地域の方々の協力を得て、災害発生時に自力での避難が困難な方の安否確認や避難誘導のほか、平常時における安否確認を実施する支援制度を推進しています。

この制度は、市内在住の方で災害時などにおける安否確認を希望する方から事前に登録申請を受け、市が支援に必要な情報を登録したうえで、あらかじめ各避難所運営本部、各町内会及び自治会、民生委員及び石狩消防署に名簿を提供し、いざというときに備えるものです。

現在、要援護者情報の共有方法は、手上げ方式と同意方式の複合方式にて情報の収集、名簿の作成を行い、関係機関と情報を共有していますが、平成21年4月1日現在の登録者数は721人に止まっています。

このようなことから、現在の共有方法を見直し、関係機関共有方式により要援護者となり得る方の情報を定期的に把握し、その情報をもとに同意方式により要援護者登録名簿を作成し、災害時における安否確認や避難支援、また、災害時以外でも高齢者などの安否確認など日常的な見守り活動を推進しようとするものであります。

このため、各所管課で保有する台帳等の目的外利用及び提供に関し、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 対象者

対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳（外国人登録原票も含む。）に登録されている次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）高齢者

ア 65歳以上の者のみで構成する世帯に属する者

（2）重度障がい者

ア 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた者

イ 療育手帳（A判定）の交付を受けた者

ウ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた者

（3）要介護認定者

ア 要介護度が3以上の者

2 情報の内容

（1）住民基本台帳及び外国人登録原票

対象者の氏名（漢字・カナ） 生年月日、住所、地番、方書、年齢、性別、個人番号、世帯番号、世帯主名

（２）障害者手帳交付台帳

ア 身体障害者手帳交付台帳

対象者の氏名（漢字） 生年月日、続柄、住所、地番、方書、性別、世帯主名、等級、交付年月日、個人番号、世帯番号

イ 療育手帳交付台帳

対象者の氏名（漢字） 生年月日、続柄、住所、地番、方書、性別、世帯主名、等級、交付年月日、個人番号、世帯番号

ウ 精神障害者保健福祉手帳

対象者の氏名（漢字） 生年月日、続柄、住所、地番、方書、性別、世帯主名、等級、交付年月日、個人番号、世帯番号

（３）介護保険事務処理システム

対象者の氏名（漢字・カナ） 生年月日、住所、地番、方書、性別、被保険者番号、世帯番号

３ 提供先

別添の資料「（仮称）要援護者の把握のための個人情報に関する取扱指針（案）」に規定する別表１の誓約書を提出した民生委員及び町内会・自治会役員とする。

【三国部長】教育長が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

三国生涯学習部長諮問書を朗読（諮問2件）

石教学第608号

平成21年8月19日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市教育委員会教育長 樋口 幸廣

中学校部活動における生徒指導実態調査実施のため
生徒指導要録の個人情報目的外利用について（諮問）

平成 17 年～平成 19 年 5 月の間における市立花川中学校教諭 2 名の体罰及び暴言に関し、道教委から 1 名の教師に対し処分が下されています。その処分内容に納得のいかない保護者から、処分の根拠となる事故内容について不足している事実があるとして、市教委へ、異議申立書が提出されています。異議申立書には上記 2 名の教諭の体罰及び暴言に関する新たな情報が記載されています。市教委は、申立の内容に関し、被害者である当時の部員へ実態調査を行う必要性があると判断し、書面による調査を行う方針です。

調査にあたり、保護者の同意と当時の部員への調査書送付のため生徒及び保護者の氏名・住所の利用が必要なことから、生徒指導要録に記載されているデータの目的外利用及び提供に関し、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき貴審査会の意見を求めるものであります。

記

1 個人情報内容

対象者

平成17年度から19年度における市立花川中学校ソフトボール部生徒

情報内容

生徒及び保護者の氏名・住所

個人情報開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書

石教学第 6 0 9 号

平成 21 年 8 月 19 日

石狩市情報公開・個人情報

保護審査会会長 向田 直範 様

石狩市教育委員会教育長 樋口 幸廣 印

平成 21 年 4 月 9 日付け石教学第 25 号で行った石狩市個人情報保護条例第 26 条 2 項による決定に対して異議申立てがありましたので、同条例第 30 条第 1 項の規定により諮問します。

以下諮問内容省略

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問案件についての内容と資料について説明

願います。

【椿原課長】それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「災害時などにおける要援護者の把握のための個人情報の目的外利用及び提供について」の諮問書の写しと資料、「中学校部活動における生徒指導実態調査実施のため生徒指導要録の個人情報目的外利用について」の諮問書の写しと資料、「個人情報訂正決定への不服申立について」の諮問書の写しと資料、以上、3セット、ございますでしょうか。

次に、諮問案件の内容と資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

まず始めに、諮問 について、保健福祉部福祉総務課よりご説明いたします。次に、諮問 について、教育委員会生涯学習部学校教育課よりご説明いたします。次に、諮問 について、教育委員会生涯学習部学校教育課よりご説明いたします。

○議 事

【向田会長】それでは、1 件目の諮問ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より 1 つ目の諮問内容を説明して下さい。

【櫛引課長】

諮問番号 番 福祉総務課長の櫛引と申します。本日は、よろしくお願いします。

私から、今回、諮問いたしました災害時などにおける要援護者の把握のための個人情報の目的外利用及び提供について、ご説明いたします。

災害時などにおける要援護者の把握につきましては、昨今、プライバシーの問題、個人情報保護の関係で、個人情報の収集、取り扱いは非常に微妙な問題です。しかし最も住民に身近な自治体である市町村としては、人命を救う事が第一で、そのためには何らかの形で個人情報を整理・収集していく仕組みづくりが必要と考えます。

諮問書の冒頭で記載しておりますとおり、市では、地域の方々の協力を得て、災害発生時に自力での避難が困難な方の安否確認や避難誘導のほか、平常時における安否確認を実施する支援制度を平成 16 年度より推進しています。

この制度は、災害時などにおける安否確認を希望する方から事前に登録申請を受け、市が支援に必要な情報を登録した上で、あらかじめ各避難所運営本部、各町内会及び自治会、民生委員及び消防署に名簿を提供し、いざというときに備えるもので、平成 21 年 4 月 1 日現在 721 人の登録をいただいているところであります。

なお、対象者は、市内在住の方であれば、年齢や条件を問わず、どなたでも登録できる事となっています。

また、災害時要援護者情報の共有方法としては、 手上げ方式、 同意方式、 関係機関共有方式の 3 つがありますが、本市では手上げ方式と同意方式の複合方式にて要援護者情報の収集、名簿の作成を行い、関係機関と情報を共有しています。

1 番目の「手上げ方式」とは、要援護者の登録制度を周知した上で、自発的な登録者を募る方法ですが、把握している要援護者の 1 割程度しか登録がなされていないと言われています。

2 番目の「同意方式」とは、直接一人ひとりお伺いして要援護者の個人情報取得について同意をいただく方法ですが、防災部局単独よりも福祉部局と連携して取り組んでいるところのほうが、登録率が高いと言われています。

3 番目の「関係機関共有方式」とは、個人情報保護審査会の諮問を経た上で、個人情報の目的外利用が可能になるような各自治体に定められている個人情報保護条例の例外的な位置づけに基づく方法です。

なお、平成 18 年 3 月に内閣府が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、要援護者の対象者の考え方の例として、 介護保険の要介護度が 3 以上の居宅で生活する者、 障害程度が身体障害（1・2 級）及び知的障害（療育手帳 A 等）の者、その他として一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を示しています。

ちなみに、災害時要援護者の避難支援ガイドラインに準じ、市内における災害時要援護者となり得る方を積算しますと、

平成 21 年 4 月 1 日現在において、65 歳以上の高齢者夫婦のみの世帯の人数は、5,664 人、65 歳以上の一人暮らし高齢者の人数は 2,774 人で、合計 8,438 人。

また、本年 3 月 31 日現在において、身体障害者手帳の交付を受けている者は、1 級で 927 人、2 級で 505 人、療育手帳（A 判定）の交付を受けている者は 154 人、精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている者は 29 人で、合計 1,615 人。

同じく本年 3 月 31 日現在において、要介護認定者のうち要介護度 3 の者は 341 人、4 の者は 275 人、5 の者は 240 人で、合計 856 人。

これらすべてを合わせますと、延べ人数で 10,909 人となります。

単純に比較はできませんが、参考までに現在、制度に登録している 721 人がこの 10,909 人に占める割合を算出しますと、その割合は、6.6%と 1 割にも満たない状況です。

このように、要援護者のうち自発的に手を上げられた方や同意された方以外の情報は、関係機関で十分に共有されているとは言えないことから、災害時において安否確認や避難支援が十分できない恐れがあります。

これら 3 つの情報収集方法を、どのような形で活用すべきかを考え直す必要があり、基本的には同意方式と関係機関共有方式との組み合わせが必要であると考えています。

いずれにしても、災害時だけでなく日頃から、本人の同意を得た範囲内で、関係機関の間で情報を共有しておく事が重要であると考えています。

石狩市個人情報保護条例第 10 条では、「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的

以外の目的のために個人情報とその内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」とされており、第5号では「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき」と個人情報の利用及び提供の制限の特例が定められています。

これをもとに、日頃から情報を共有した上で、日頃の防災避難支援活動の準備や日常的な見守り活動に活用するとともに、災害発生時にも効果的に活用できるように整備しておく事が不可欠だと考えます。

その意味でも、「関係機関共有方式」により、まずは災害時における要援護者となり得る方の情報を把握するとともに、その情報をもとに「同意方式」により、民生委員及び町内会自治会役員が一人ひとりの元に足を運んで、対象となられる方のご理解をいただき、日頃の見守り活動が必要な方を支援していくような活動が重要だと考えます。

なお、厚生労働省では、新潟県中越沖地震の際、要援護者に関する情報の共有が不十分で、安否確認や避難支援が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があった事から、平成19年8月10日付けで各都道府県宛に、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」を通知しました。通知の主な内容は、「要援護者の把握」、「要援護者情報の共有」、「要援護者支援」、「市町村地域福祉計画における要援護者支援方策の明記」の4点で、市町村が策定する地域福祉計画に、「要援護者の把握」、「要援護者情報の共有」、「要援護者支援」の3つの事項を盛り込む事を求めています。

このため、本市では、現在、平成22年度から26年度までの5か年計画である第2次地域福祉計画を策定しているところであり、これらの3つの事項を盛り込む予定で作業を進めています。

なお、要援護者登録名簿には、諮問書に記載している高齢者、重度障がい者、要介護認定者だけではなく、これまでどおり市内在住の方であれば、年齢や条件を問わず、どなたでも登録できる事となっています。

本日ご審議いただきたいのは本人の同意なしに市が関係機関共有方式により個人情報の収集、利用及び実施機関以外の者への提供が可能かどうかであります。

個人情報の保護に関する法律第1条にもありますとおり、個人情報の有用性に配慮する事は必要であります。個人の権利利益を保護する事も必要です。憲法で定められたもっとも上位の個人の権利とは、第25条の「生存権」、生きる権利です。生きるために必要な措置をとる事、今回の件で言うならば、災害時などにおける要援護者の把握のための個人情報の目的外利用なくして、市民の生命と安全を守る事はできないものと案じています事から、要援護者把握のための個人情報の目的外利用について、ぜひとも本審査会に認めていただきたいと思います。なお、個人情報の取扱いにつきましては、本日、別添の資料といたしまして「仮称要援護者の把握のための個人情報に関する取扱指針案」に明記してあります。以上よろしくお願ひいたします。

【向田会長】はい、ありがとうございます。ただいまの説明等つきまして質問あるいはご意見等がございましたらどうぞ。

個人情報の実施機関の目的外利用と、実施機関が町内会とか自治会、民生委員等に提供するという事が今回特色の有る所ですね。

(質疑応答)

【植松委員】現在の登録者が6.6%と推測されるという事なのですが、何故このように低い状況になっているのでしょうか。原因は分かりますか。

【櫛引課長】先ほど延べ人数という事でご説明いたしましたが、10,909 人というのは要援護者となりうるそれぞれの3つの該当者を単純に足したもので、重複されている方もいて実際は1万人よりは少ないと思われますけど、いずれにしても登録者の721人は低いのかなと思います。この度、民生委員とお話をする機会があったのですが、やはり65歳を過ぎても、自分たちはまだまだ若いと思っていらっしゃる方がかなりいて、そういった事が影響しているのではないかと感じています。

【植松委員】そういう制度があるという事の周知徹底がされていない、という事ではないでしょうか。

【櫛引課長】周知はこれまでは福祉担当では係わっていなかったのですが、防災担当で行われていて、毎年、民生委員等を通じて周知はかけているところではございます。

【村上委員】今に関連しての事ですが、共有方法は手上げ方式と同意方式の複合方式で行った結果、721人との理解ですね。そして、石狩市は今までは、防災担当が中心となって調査をかけ、福祉担当は行っていないという事ですね。それで、これからやる事は福祉担当で行っていき、共有方法では手上げ方式、同意方式ではなく関係機関共有方式で再度調査をするという事ですか。

【向田会長】この諮問案件の資料にあるとおり、要援護者となりうる方の情報を得、その方の台帳を整備し、それを民生委員や町内会役員等に情報提供をして、要援護者宅を訪問して、同意方式により情報把握、要援護者登録名簿を整備して、再度民生委員、町内会役員等へ情報提供するという内容ですね。

【村上委員】つまり本人には、災害時にはそういう登録名簿に載っていますよ、という事が最終的には最後には示されるという事なのですか。

【向田会長】災害等が起こる前に地域的にどういう方が居るかを把握して、実際災害等が起きたときにすばやく対応したいという事ですね。

【村上委員】その災害時の登録名簿に載っているという事が事前に何も来ていない時期に本人に確認されるという事ですか。

【矢吹副会長】いまここで言っているのは、可能性がある人をリストアップする、そのために個人情報の目的外使用をしたいという事で、その可能性のある方に民生委員や町内会役員の方が行って、名簿に登録される事を勧める、それで相手方が登録をしてくだ

さい、と言ったところで初めて要援護者名簿に登録される、そこで市の福祉担当と消防、警察、避難所運営本部、民生委員等へ名簿が共有されていくという事ですね。だから、あくまでも共有される名簿は本人が同意しているという事ですね。

【村上委員】私はまだ 65 歳前なのですが、自分にも聞いて欲しいという思いはあります。先に民生委員等へ情報が渡るとするのは個人情報の本当の目的から外れているのではないかと思います。

【向田会長】そここのところの個人情報の漏れがないという事が必要だと思いますが、趣旨としてあらかじめ名簿の整備をしておき、災害が起きたときにすばやく対応しますという事ですね。

【村上委員】趣旨については、私も良いと思います。

【矢吹副会長】結局この提供を認めなければ、地区担当の民生委員等にやみくもに行ってくださいと言うのか、または、年格好を見て判断して訪問するのか、あるいは全家庭を訪問し、もし 65 歳以上なら名簿に登録できますよ、という話しに行く事になる。あらかじめ住民登録からの情報を得ておけば訪問する数が減り効率的になるという事でしょうか。

【村上委員】効率の問題だろうと思いますが、なかなか周知しきれていない部分でこの 721 人という事になるのであって、まずは皆さんに知らせての手上げといっても意識的な問題もあるのかなとは思いますが、そここのところ気になりました。

【向田会長】従来は縦割りですね、防災担当が周知をしていたが、なかなか成果があらならないのでもう少し横の繋がりを良くして把握しましょうと言う事が理解できます。

【村上委員】福祉の担当が周知をした場合はもっと増えるのだろうと思いますが、それを実施しないうちに個人情報を使って実施する、効率の面では確かに良いと思いますが。それともう一つ気になったところがあるのですが、災害時以外に高齢者などへの安否確認などの日常の見守り活動を実施するとありますが、具体的にどのような活動をするのでしょうか。

【櫛引課長】健康に自信のない高齢者の方々等を対象に日常的に民生委員や民生委員をサポートする地域福祉サポーターの方々の力を借りて、個人差はありますが日常に見守っていくというイメージです。

【向田会長】この制度は、現在は無いのですか。

【櫛引課長】現在は、メインが防災担当で行っていきまして、どうしても災害関係が主になってしまいがちで見守り活動が出来ていないというのが現状です。

【植松委員】資料の質問なのですが、資料の中に誓約書がありますが、この誓約書は誰が書くものなのですか。民生委員、町内会の役員が居ますけど、この方たちが書く事になるのですか。

【櫛引課長】直接その担当する地域の方々の名簿を民生委員に渡すのですがあくまでも民生委員個人として誓約書を提出していただく、また、町内会の役員にも渡す場合があるかと思いますが、やはり個人情報の漏れが心配されますので名簿を渡して直接まわら

れる方個人の方に誓約書をいただく考えです。

【植松委員】名簿を手にした方、それぞれが誓約書をお書きになると言う事ですね。

【櫛引課長】はい。それと終わり次第名簿はすみやかに返却していただく事としています。

【向田会長】それから「別表2」の個人情報持ち出し簿がありますがこれはどこで保管するのですか。

【櫛引課長】担当の福祉総務課で保管します。

【向田会長】その他いかがでしょうか。

【酒井委員】災害時の要支援ですが、例えば本人の方から手を上げないからといって支援できないという事は、他のところから指摘をされる事となるのではないのでしょうか。逆に市の方で本人の意思にかかわらず、支援体制を組むといった考え方としたほうが良いのではないかと思います。手を上げた人を災害時に優遇的に支援しないといけないう事という事は、市としては、それは関係ない事なのではないか。

【向田会長】どこにどういう人がいるかという事をあらかじめ、町内会や周りの人は知っておく必要がありますね。

【酒井委員】当然、民生委員には、今回の個人情報とは別な形で情報を渡して手を上げる、上げないに係わらず当然管理する訳ですが、市にこういう制度があるから申請してくださいという事を市はそれをバックアップしていかないとならないと思います。

【櫛引課長】市個人情報保護条例第10条第4号に個人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められる場合においては利用し、又は提供する事ができる旨規定されておりますので特別な場合はこれに基づき実施していく訳ですが、やはり要介護者や重度障がい者の方から優先していく形にはなっていくと思われ、こういった名簿に載っておられる方が優先となるのかなと思います。

【酒井委員】要介護者や重度障がい者の方が優先されるは分かるのですが、高齢者の方は、単身の方は必要と思いますが、二世帯等の中には今は元気な方がたくさんいらっしゃる必要があるのかなと思います。

【植松委員】これは支援しないという事ではなく、優先度という事ですよね。

【櫛引課長】災害時においてはそうです。

【村上委員】最後に質問なのですが、この名簿を作成するにあたって、誓約書を出してもらう民生委員等の想定人数は何人ぐらいになりますか。

【櫛引課長】民生委員は現在112名おります。

【村上委員】その他に町内会役員の方を含めると相当数の人数になると言う事ですね。町内の状況が分からないと言う声は普段から聞いておりますが、今回の事は良い事と悪い事も両方ある訳で、私はどのくらいの数に個人情報を知らせる事となるのかという事が知りたいところです。私はこういった形で個人情報を一斉に使う前に、まず福祉の担当で従来の方法で行っていく事を検討されたほうが良いのではないかと思います。また、かなり限定した数で出来ないかと思います。

【櫛引課長】基本的には民生委員で回っていただきたいと考えていますが、民生委員が受け持っている区域が大きい場合は、情報を渡す期間を個人情報保護の観点から限定して実施したいと考えておりますので、やはり町内会の役員の方のお手伝いが必要になってくると考えており、その区域が民生委員の2割から3割に当たると考えられますので、概ね150名くらいの人数を想定しております。

【村上委員】私としては、ある程度段階を踏んで緩やかに人と人との結びつきを作っていくような形での方向というの也被えられるのかなとも思っているものですから、個人情報を使うというのは相当慎重に、またある程度自分から入って行けるような方法を模索して行ければと思っているものですから。プライバシーの関係で行けば少しずつランクを上げて行ってもいいのかなとも思っています。具体的には先ずは、福祉の関係で広く手上げ方式で情報を周知させて、それで駄目だったらと言う思いです。それと重度障がい者等は、関係団体に事前に協議され、要望としてもあったのでしょうか。

【櫛引課長】以前、福祉関係で、低所得者世帯に一時金の連絡をしたところ、高齢者につきましては、文書などなかなか見ていただけないのか6割ほどの申請に止まり、残り3割については申請も出してはいただけない状況でした。これは、高齢者であればいろいろな市からのお知らせ等もあり、それに全部目を通す事が難しいのかなとも思います。そう言った意味で、やはり直接出向いて一対一でお話をして制度を理解し納得して登録をいただくといった方式が一番いいのかなとの考えで、防災担当とも話しております。

【向田会長】やはり個人情報が漏れるという事を心配されていると思いますが、もちろん情報が漏れる事は絶対にあってはならない事ですが、目的外利用及び提供を認めた場合でも、しっかりと情報管理をして欲しいとの事を意見として付け加えたいと思います。

【村上委員】そういう点でよろしく行っていただきたいと思います。

【向田会長】それでは、目的外利用及び提供についてこれを認めたいと思います。ただ、やはり先ほど言いましたとおり、民生委員、町内会役員等へ個人情報を提供する際には、くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払う事の付帯意見をつけて、答申いたしたいと思います。

【全委員】はい。

【向田会長】暫時休憩いたします。午後6時40分休憩

保健福祉部福祉総務課担当退席

【向田会長】再会いたします。午後6時41分再開

【向田会長】それでは、続きまして二つ目の案件につきまてご説明願います。

【池田課長】諮問番号 番 生涯学習部学校教育課長の池田です。どうぞよろしくお願いいたします。はじめにこの実態調査を行うに至った背景からご説明いたします。

平成17年から平成19年5月の間における市立花川中学校教諭2名の体罰及び暴言に関し、道教委から1名の教師に対し処分が下されました。

その処分内容に納得のいかない保護者から、処分の根拠となる事故内容について不足している事実があるとして、市教委へ、異議申立書が提出されました。

この異議申立書には上記 2 名の教諭の体罰及び暴言に関する新たな事実が記載されております。

市教委は、申立の内容に関し、事故者である教諭から事情聴取を行ったところ、本人が否定している部分もある事から、被害者である当時の部員へ実態調査を行う必要性があるとし、書面による調査を行う方針であります。調査にあたり、未成年者である当時の部員の保護者の同意と、当時の部員への調査書送付が必要と考えております。そこでこの個人情報を得るにあたり、花川中学校に当時の部員名簿の保存がされていないものですから、学校には生徒指導要録にしか当時の部員の情報が残されておられません。

そこで生徒指導要録の概要についてお知らせしたいと思うのですが、生徒指導要録については、学校教育法施行規則第 12 条の 3 第 1 項において作成しなければならない書類として規定されており、児童生徒の住所・氏名・生年月日、保護者の住所・氏名等の学籍に関する記録と、教科の学習記録など指導に関する記録からなっております。その生徒指導要録の作成や保存などの取り扱いについては、学校教育法施行規則第 24 条及び第 28 条の定めるところによります。ちなみに第 24 条及び第 28 条の条文はお手元の資料にご用意させていただいておりますので省略させていただきます。

話を戻らせていただきますが、当時の部員及び保護者に文書で調査依頼及び調査の同意を得るために、住所・氏名・保護者氏名の情報が必要なのですが、花川中学校には生徒の個人情報が記載されているものが、この生徒指導要録しか無いものであります。そこで市教委といたしましては、この調査に必要な情報を生徒指導要録から入手して、そして当時の部員及び保護者に文書で依頼して調査を進めたいと考えているところでございます。なお、調査後の個人情報の取扱いにつきましては、速やかに破棄させていただき、また、回収いたしました調査票につきましては、厳重に保管する所存でございます。以上説明を終わらせていただきます。

【向田会長】はい、ありがとうございました。ただいまの説明等つきまして質問あるいはご意見等がございましたらどうぞ。

(質疑応答)

【植松委員】申立になった生徒は複数ですか。また何人ぐらいですか。

【池田課長】調査対象者は、十数名程度と予想しております。

【向田会長】今質問があったのは、調査対象者数ではなく異議申立の人数を伺ったと思いますが。

【池田課長】大変失礼いたしました。申立人は二人です。二人の部員の保護者の方から両名の連名での異議申立てがなされております。

【植松委員】調査対象者というのが、当時ソフトボール部に在籍をしていて、今回調査をかけたい人数が十数名程度という事ですか。

【池田課長】はい、そうです。十数名程度というのは、いかんせん当時の部員数も把握できていない状況ですので、当時の生徒指導要録に部活動を記載する欄がありますのでそこで確認いたします。

【向田会長】これは、アンケート調査をせざるを得ないですね。

【村上委員】先ほどデータが無いと言っていましたけれども、現実的には考えられない事なのかなと思うのですが、担当の先生が持って異動されたので、無いのですか。

【池田課長】学校として、年度が経過した段階で過年度の個人情報はずべて破棄をするという方針をとっております。

【村上委員】これは全市内の学校すべてで行われているのですか。

【池田課長】学校すべての確認をしておりますが、花川中学校においてはこの取扱いをしていたとの事でした。

【向田会長】その生徒が卒業すると、その生徒に関する個人情報は処分するという事ですね。

【池田課長】今回のポイントは部活動でございますので、部員名簿があるとありがたかったのですが、部員名簿の個人情報の取扱いもまた問題となる所ですが、年度を過ぎた段階で破棄をしております。

【村上委員】平成 17 年から 19 年にかけて在学をしてという事ですね。それで 2 年も経ってという事で、事故があったのがその間という事だと思うのですが、その時点でこのような調査は申立が無かったからしなかったという事で、いまこのような申立が出たからこのような調査を行うという事なのですね。

【池田課長】この事故があったのが平成 17 年の 4 月から 5 月の間でありますが、この間のそれぞれの事故につきまして、教育委員会として、また、学校としてすべて把握できておりました。この事故は体罰でありますので、ご存知のとおり処分の対象となる事故となります。石狩市教委といたしましては、教職員の監督所であります、北海道教育委員会に対しまして処分内申という決議をもって、処分の要請をする事の手続きを取ってこれまでに至っております。冒頭説明いたしましたとおり、その結果下された処分に関し、納得のいかない保護者の方からアクションがございまして、そのうちの一つがこの異議申立書で、この申立書は当時の学校及び教育委員会の調査が不十分であるのではないかという趣旨の申立書が提出されております。学校及び市教委では、今回の異議申立てに新たに出されたもの以外のものにつきましては、しっかりと事実が把握され、事情聴取も終わり、処分内申の手続きも済んでいるところであります。

【向田会長】この異議申立てに答えるには、アンケートによる調査しか無いという事でやむを得ないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

【酒井委員】保護者の方にすれば、教育委員会の出された事に疑義があるという事で来ている訳だから、今みたいな名簿も無い事はどうなのかなという思いです。教育問題に

関しては、きっちりとやるべきで、文部科学省の学習指導要領等過去からも問題になっている部分もあり、役人が役人をかばうような体質みたいなものは無いとは言えない部分があって、すっきりと出すほうが私は良いと思うのですが。それが保護者の方からの、中身は分かりませんが、そういう部分での異議申立てが出たのではないのでしょうか。最初から保護者の意見を聞きながら、実際今みたいな情報収集をしていればこのような事は無かったと思うのですが。私は多分行き違いの部分、役人としての受け答えと親としての感情の部分と、そのあたりの交流がうまく行かなくて結果ごちゃごちゃになったと思うのですがね。学校、教育委員会としては親の方の気持ちを汲んで最大限やるべき事を先にやっておけばこんな事にはならない、いったん後手後手になればずっと後手後手になってしまう。だから今回きっちりとやるべき事をやらないと、個人情報の目的外利用は、私はどうぞという立場で考えていますが、ここでまた何人か抜けたとか、そういうものの人数が分からないなど中途半端な形になると、また、保護者の方から来ると思いますよ。やるのであればしっかりやらないと、ずんずんずんずん行っちゃいますよ。保護者の方もしっかり言うべき事は言って、下がる時は下がらないと今後収まりつかないですよ。お役所的な考え方よりも一歩進んで門戸を広げて調べる事をやらないと、多分保護者の方はまた同じような事が出てくるのじゃあないかな。だから当時の部員さんが対象というのであれば枠を広げて、ここまでやってみましたという事がいいんじゃないかと思いますが。

【向田会長】これは強制じゃないから、調査をしても回答しないという人も居るのでしようね。結果がどうなるか分かりませんが。

【植松委員】もう一度伺いますが、調査対象者十数名程度というのは、申立をしている二人にまつわる十数名だと思うのですが、その時にソフトボール部に在籍していた人数が十数名程度と言う事ですか。

【池田課長】まず申立がございました申立人は、情報が学校や市教委としてしっかり把握できていないのではないかと、申立人は「我々にはこういう情報があるけれども、その情報についてしっかり把握できているのか」、との異議申立てと私どもは理解しておりますが、そこで私どもとすれば、こうした情報をいただいた限り関係者からの事情聴取というのが出てきますから、その際に先ずこれまでに複数回、複数年において、事故者である教諭から事情聴取をしてきている中で、改めて同じ作業を行いました。その中で、本人たちが否定している事もあった訳ですから、実際にこの申立人が申し立てられました体罰や暴言の新たな情報について、これを出来ればピンポイントに、実は申立人も被害者を特定出来るとおっしゃっているのですが、残念ながら当時の情報においても今回の私どもの調査においても、その被害にあった女子部員の特定が出来ないものであります事から、この幅を広げざるを得ない、そしてその幅と致しましては、17年4月から在籍しており、17年、18年、19年と、この中では一定程度枠を絞れる状況はございませんけれども、当時の部員全員に対してアンケート調査を取らして頂きたいと考えております。その中で十数名と私も申し上げましたが、部員全部延べでいきますと17、18、

19 と 3 年間ございますけれど、それぞれ 10 名から 11、12 名程度なりますから 32 名程度でしょうか、その中で重複している部分は除いて、十数名程度とお答えしたところで

【村上委員】感想ですけど、これは情報公開に馴染まない内容であるなど、文書でやりとりするとか、そういう前に学校の現場でやるべき事がいっぱいあったというのが感想としてすごくあるのですよね。今現在こういう事をしようとした場合、幅広く取ったほうが、第 3 者的にはいろいろな情報が得られるのではないかと思いますし、だれに対して、どこに対してそういうアンケートを取るのか、異議申立てにも係わってくる事だと思いますが、対象者の部分について結果として良い方に行くのかどうか不明だなと思いますね。

【向田会長】アンケートの結果、回答しないと言う人も出てくる訳ですから、今回は個人情報を使って良いかという事の審査ですからね。

【村上委員】趣旨から行けばこういう事に尽きますから、結論から言えば調査をしなければ結論が出てこない訳ですから。でも、もっといい方法が無いのかなと思います。

【向田会長】市教委の判断としては、実態調査を行うためにはこういう事しか無いという判断だと思いますが。

【酒井委員】極端に言えば全生徒に行うのは広すぎるから、今回の生徒指導要録を使う、特定の者に限った個人情報の目的外使用という事ですよ。

【矢吹副会長】全校生徒に広げようとしても、全校生徒を把握するには全校生徒分の生徒指導要録が必要となるとの事ですよ。

【村上委員】逆に言えば全校生徒に広げてもいいのかなと思うぐらいなのですが。

【酒井委員】私もそうと思いますが、ただ、それは市教委の考え方で、十数名延べで言ったら三十数名に限定してアンケート調査を実施して、また保護者の方からこうじゃなくてと来たら、また同じ事をしないといけない、だからどうせやるのであれば広げたほうが良いのかなと思うのですが、広げる、広げないは教育委員会の考え方ですから、この部分の個人情報の目的外利用をする部分は、私は異議ありません。

【村上委員】保護者の氏名というところに生徒の氏名も入ってくるのですよね。

【池田課長】はい、そのとおりでございます。まず、生徒の保護者にもこのアンケートの趣旨をご理解、ご同意をいただいたうえでアンケートに回答していただくという、こういう手続きを踏む事を考えております。

【向田会長】他にご質問、ご意見ございませんか。無ければ今回の個人情報の目的外利用を認めるといった答申をしたいと思います。

【全委員】はい。

【向田会長】暫時休憩いたします。午後 7 時 03 分休憩

傍聴人 1 名、諮問 審議中に退席

【向田会長】再会いたします。午後 7 時 11 分再開

【向田会長】それでは、続きまして三つ目の案件につきましてご説明願います。

（諮問 について、個人情報を含む審議内容となり、また、委員の公正公平な審議を行う必要があると認められるため、審議の詳細は非公開とし、要点のみ記載とする。）

- ・実施機関より不服申立に至った経緯の説明
 - 個人情報削除申請書の内容について報告
 - 個人情報訂正決定の内容とそれに至った判断理由の説明
 - 本件申立人の主張について報告
 - 本件申立人からは、その具体的な事実が示されていない旨説明
 - 実施機関の主張についての説明
- ・本件申立の根拠規定
 - 本件申立の諮問の根拠規定について確認
- ・審議内容（質疑応答）
 - 本件個人情報の内容確認と本件文書作成に関する経緯について質疑応答
 - 本件申立の具体的な内容の回答の有無及び返答期日未記載について質疑応答
 - 申立書に添付された文章について質疑応答
 - 事故調査委員会の結果について質疑応答
 - 本件文書の全内容についての資料要求、配布
 - 本件文書の記載の流れについて質疑応答
- ・実施機関が本件申立人からの詳細な内容を確認する必要性
 - 再度、期限を区切った詳細な内容を確認する文書を実施機関から送付する旨確認

【向田会長】諮問 については、今回は継続審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

【全委員】はい。

【向田会長】事務局の方から何かありますか。

【椿原課長】特にありません。

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

○答 申

向田会長答申書を朗読（答申2件）

【答申 】

平成21年8月19日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成21年8月19日付石福総第819号をもって諮問のありました、災害時などにおける要援護者の把握のための個人情報の目的外利用及び提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

（附帯意見）くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

【答申】

平成21年8月19日

石狩市教育委員会教育長 樋口 幸廣 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成21年8月19日付石教学第608号をもって諮問のありました、中学校部活動における生徒指導実態調査実施のため生徒指導要録の個人情報目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○閉 会

【向田会長】長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしくお願いいたします。

議事録確定 平成21年9月17日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範